

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 3 日現在

機関番号：10102

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530596

研究課題名(和文) 社会学的リスク論による「リスクガバナンス」モデル構築のための学説史的・理論的研究

研究課題名(英文) Theoretical research on the framework for the "risk governance" through the Sociological risk theory

研究代表者

小松 丈晃 (Komatsu, Takeaki)

北海道教育大学・教育学部・教授

研究者番号：90302067

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、東日本大震災以後の状況を念頭におきながら、まず、個々の組織システム固有のリスクへの変換をとおして災害リスクを処理することで、かえって災害リスクが拡大してしまう(システムリスクを引き起こしうる)ことを指摘し、これを念頭におきつつ「リスク・ガバナンス」の有り様を考察していくさいには、「無知をめぐる争い」が生じている状況下で科学と政治の界面で発生しうる不確実性吸収のリスクにも留意すべきことを指摘した。

研究成果の概要(英文)：According to the Niklas Luhmann's system theory, the organisational systems tend to transform the external dangers such as disaster or nuclear power plant accidents into the internal risks of the systems. Therefore, managing the techno-science risks such as the nuclear power plant accidents or the disaster risks often does not result in safety for other systems or communities but in other kinds of danger("systemic risk"). Therefore we need to discuss the consequences of the "risk-transformation" of (1) techno-science "risks" into (2) the internal <risks> for the organisational systems. And we also pointed out that it is needed for the "risk governance" after <3.11> to take account of the risk of "uncertainty absorption" process between the science and politics.

研究分野：社会学

キーワード：リスク リスクガバナンス 社会システム論 ルーマン 無知

1. 研究開始当初の背景

2011年3月11日の東日本大震災以後、原子力発電所をはじめとする巨大科学技術のリスクや災害リスクに対する関心が急激に隆盛し、リスクや不確実性をめぐるいわゆる「リスク社会」論への関心が高まった。本研究代表者は、これまで、社会システム理論の枠組みに依拠しながら、社会学的な観点でのリスク論を展開する作業に従事し、不確実性下での意志決定と責任帰属の問題や信頼調達の問題、あるいは、新制度派の議論をシステム理論と接続させながら、機能システムあるいは組織システムのリスク対応の課題といったことに関心を寄せ、現在とはとくに東日本大震災以後の「リスク・ガバナンス」のあり方を模索してきた。この「リスク・ガバナンス」を社会学的観点から構想してゆくためには、まずは過去のリスクに関する諸学説・理論を整理し一貫した観点もとで総括する研究が必要である。しかし本研究課題を申請した時点において、社会学においては、リスクや不確実性に関連する諸理論・学説が十分に整理されているとは言い難い状況にあった。そこで、この点に関わる社会学の諸学説・理論を とくに社会システム理論を基軸にしたかたちで 総括し直し、それに依拠して、《3.11》以後の、特に災害リスクに関連したリスク・ガバナンスを構想するための理論モデルを構築するという本研究課題を着想するにいたった。

2. 研究の目的

(1) 本研究では、リスクと不確実性をめぐる社会学における諸学説に関する見取り図を提示し、2011年3月11日の東日本大震災以後の「リスク・ガバナンス」のモデル構築に資する理論枠組みを構想する。

(2) そのためには、今日的なリスク現象の特徴(とくに「システミック・リスク」と呼ばれる現象)に関する分析、および、リスク管理にかかわる国家の責任と役割の再検討や、組織的なリスク管理の問題点の明示化、社会構造としての機能分化の問い直し、といった作業も必要となるので、これらの課題についてもあわせて検討する。

3. 研究の方法

社会(科)学的なリスク研究の主要な潮流としては、(1)U.ベックらによるいわゆる「リスク社会」論、(2)N.ルーマンやK-P.ヤップらによる「社会システム論」的アプローチ、(3)M.フーコーの統治性(governmentality)論に依拠したアプローチ、(4)M.ダグラスらの研究に示唆を受けた文化論的・人類学的アプローチ、などを確認でき、まずはこれらの諸潮流の整理を試みる。そして、「リスク・ガバナンス」のモデル構築のためには、各論

併記的な整理の仕方では不十分であり、総括・整理のための一定の観点が必要だが、本研究ではそれを、とりわけ、社会学の「一般理論」を指向する(2)(および部分的に(1))の立場に求めた。またこの社会システム理論は、たとえば新制度派の学説との親和性が高いことから、社会システム論とこの議論との接点を慎重に探りながら、総括のための準拠点を探った。また、東日本大震災をケースにしながら、システミックリスクという新たなリスク現象を分析した。システミックリスクの特性・その対応に関しては、OECD報告書Emerging Risks in the 21st Century, 2003(=総合研究開発機構訳『21世紀の新たなリスク』)による問題提起が典型的だが、これらの文献やグローバルに広がる災害に関する(国内外の)調査報告書等も援用しながら、考察を進める。

4. 研究成果

(1) 「リスク変換」と組織のリスク管理の問題

まず、いわゆる安全神話を形づくってしまう規制組織の構造的な問題について、H.ロススタインらの問題提起にならって、社会環境的リスク(「リスク」と表記)と制度的リスク(<リスク>と表記)とを区別し、これを社会システム理論による「リスク変換(Risikotransformation)」というアイデアによって補完するという作業を行った【研究成果(雑誌論文)及び】が、これは、従来、リスク研究においていわゆる「リスクトレードオフ」の一つとされてきた「リスク変換」概念を、さらに深化させる可能性を持つ研究成果であるといえる。リスク変換とは、次のような事態である。生態系を攪乱しうるリスクや人の健康リスク、あるいはテクノサイエンス・リスクとかかわる組織(たとえば、原子力エネルギーを規制する組織など)にとつてのリスクを念頭においてみると、たとえば「これまでの投資が無駄になるかもしれない」、「過誤の責任が規制当局に帰属され事後的に非難されるかもしれない」、「企業イメージが傷つくかもしれない」といったその組織システム(の存立)にとつてのリスクを想定し、そのシステムの「環境」に見いだされる災害や食の安全性や犯罪といったリスクを、いったん前者の「組織にとつてのリスク」に「変換」した上で事に当たるといった傾向が、これらの組織(いわゆるHSE(健康、安全、環境)リスク問題に対処する組織)に、しばしば見いだされる。原子力規制の問題に関しても、電力会社や規制当局という組織の視点からすれば、緊急事態が起こるのを想定すること自体、これまでの安全対策の不備を認める(すなわちこれまでの当該組織の活動の意味をみずから半ば否定する)という自己否定的な意味をもつため、電力会社や原子力政策に対する負のイメージ形成につながりかねず、緊急事態が起こった後の対策の強化を見

送ってきた可能性があるとの指摘や、さらに、各種の福島原発事故調査報告書で明らかにされているように、発電所内の火災や重要部材の破断といった問題事象に対して、「訴訟のリスク」や「既設炉の稼働率低下のリスク」「長期停止による需給逼迫」といった東京電力にとってのリスクシナリオを想定していた事実などは、こうした「リスク変換」を物語る典型例である。このようなリスク変換は、上記の区別を用いて表現すれば、社会環境的リスク（「リスク」）が制度的リスク（<リスク>）へと変換されることである。だが、上記の例をみればわかるとおり、<リスク>管理がかえって、本来こうした組織によって縮減されるべき「リスク」の拡大を招きうるのである。

（２）システミックリスクの新しい捉え方

次に、これを踏まえた上で、今日的なリスク現象を特徴づけるために、本研究では、金融分野に由来する「システミック・リスク」概念の社会学的な改鑄の必要性を提案した【研究成果〔雑誌論文〕 及び〔学会発表〕 〕。社会学では十分には彫琢されてこなかったこの考え方を、本研究では社会システム理論の観点から深化させた。システミック・リスクとは通常、ある個別の金融機関の支払不能などの機能不全が、他の金融機関の機能不全を引き起こし、それがまた別の金融機関の機能不全につながり、ひいては金融システム全体を深刻な状態に導くという金融分野特有の現象を記述するさいに用いられる概念である。だがこうしたシステム間でリスクが連動するという問題は、何も金融分野に限られるわけではない。たとえば東日本大震災は超広域複合災害であったが、国内で広域的な地域間分業体制が構築されていたために広大な地域でサプライチェーンが寸断されたりした。またあらためて指摘するまでもないが、原発事故による放射性物質は、国境を越えて生態系の汚染や風評被害などによる経済的リスク等をも引き起こす。したがって、金融分野に限定せず、OECD(2003=2004)にならって局所的な問題が多様なかたちで連動しあって、二次的・三次的な（しばしば事前には予測しえない）影響をもたらさうるリスクを、システミック・リスクと広く定義したい。

今回の震災に限らず、現在話題となるリスクの多くはこうした意味でのシステミック・リスクとしての特徴を有している。それは、急激な都市化の進展や人口集中、インフラの不十分さ、グローバル化や地域間分業体制による地理的な相互依存の拡大、それによる事故や自然災害に対する脆弱性(vulnerability)の増大などさまざまな要因が考えられる。

これを踏まえてさらに本研究では、それぞれのリスクにどのように反応するかが、かなりの程度個々のシステムごとに多様である事実に着目し、上述した、社会システム理論

のアイデアに依拠した「リスク変換」の概念を媒介することで、新しいシステミックリスクの捉え方も試みた【研究成果〔雑誌論文〕 及び〔学会発表〕 〕。すなわち、一方での（災害リスクや環境リスクなどを削減することを目標にして活動しているはずの組織の自己言及的）リスクの処理が、他方の（人間の健康や生活、あるいは生態系にとっての）リスクの再生産や増幅へとつながる、という上述したのとは別の意味でのシステミック・リスクである。東日本大震災とそれ以後の状況に鑑みつつ「リスクガバナンス」の有り様を構想していくとき、このような問題提起は重要な含みを有していると思われる。

（３）無知をめぐる争いの中の「リスク・ガバナンス」

無知をめぐる争い

以上の視角を踏まえつつ、本研究ではさらに、U.ベックやO.レンらの所論に依拠しつつ、「無知」をめぐる争いが頻出している状況下でのリスクガバナンスの問題についても論及した【研究成果〔雑誌論文〕 及び〔学会発表〕 など】。「無知」はこれまで、社会学においては「残余カテゴリー」あるいは「克服されるべき否定的状態」としてしか把握されてこなかった。そうした「無知」概念に対する新しい視角を提供するものとして、本研究は意義あるものだといえる。

東日本大震災後幾たびも耳にした「想定外」という言葉がそうであったように、「無知」は、たんに「専門知ですら『知りえない』事象が増大しつつある」ということだけを問題にした概念ではない。たとえば、実態としてどうであったかとは別に、（経済的コストなどのゆえに）「知ろうとしなかった(Nicht-Wissen-Wollen)」ことを（責任回避あるいは非難回避という、上記の制度的リスクの処理のために）「知りえなかった」ことに（事後的に）「読み替え」たのではないが、といった問われ方をするなど、複雑な内実を持っている。さらに、無知を、「知へといずれ移行していくであろう暫定的な状態」とみなし、たとえば、「科学が発達すれば現在分からないこともいずれ分かりうる」といったかたちで、「いずれ知へと変換されるであろう無知」という意味で把握するのか（「潜在的な知」としての無知）、あるいは、「科学が発達しても確定的な知はそもそも提供しえない」といったかたちで、「そもそも知へと変換されえない無知」という意味で捉えるかでも、「無知」の意味合いは違って来る。また、知/無知の再帰的な有り様にも注意が必要である。つまり、知と無知の関係の仕方の如何によってリスクへの対処の仕方が決定的に異なって来る。「知らないことを知る」（「無知の知」）という様相での「無知」の扱われ方においては、容易に推測されるとおり、災害や事故の発生に対して一定のブレーキ

効果をもたらされるが、他方、「知らないことを知らない」あるいは「知らないことを知ろうとしない」といった様相での無知の扱われ方の場合には、「自分が知りえない」ことを排除することになり、知らないことはない、すなわち、知らないことを知らないままにとどめようとする傾きを持ち（無知の潜在化＝「無知の無知」）、結果的に深刻な損害を出来させる。ベック的に表現すれば、近代社会の「自己危害」を加速させる可能性がある。知/無知、知りうる/知りえない、知ろうとする/知ろうとしない、といった知・無知をめぐる多様な区別が複雑に、また再帰的に絡み合い、それに依拠した多様な観察が頻出し、「無知をめぐる争い」とでも言うべき事態が顕在化しているわけである。ここには当然、「責任」の所在をいかに考えるべきなのかを問う視角も否応なく入り込んでくるだろう。

科学と政治 リスクガバナンスの課題

またこの問題圏はおのずから、「科学と政治」の問題ともかかわってくる。エネルギー問題や科学技術、環境問題はもとより、教育や福祉、景気対策、外交、軍事にいたるまで、科学的専門知が何らかのかたちで動員されない政治的決定の領域などほとんどない中で、政治においてこれらに関する（しばしば時間的に切迫した）決定が強いられる一方で、そのための確実な知が欠落しているというジレンマが、こうした状況の特徴づけているからである。

本研究では、こうした状況の中での科学と政治の関係のある一部の側面については、「不確実性吸収(uncertainty absorption)」概念を用いて観察する必要のある所以を説明した【研究成果〔雑誌論文〕】。これは、組織論の脈絡でJ・マーチとH・A・サイモンが導入し、N.ルーマンがより一般化したかたちで彫琢してきた。彼らによれば、「権威」は、この不確実性吸収に依拠している。もし尋ねられれば、伝達者は自分の伝達内容の根拠について、つまり情報の選び出しの根拠について説明できるであろうという受け手側の一般的な推論、というより「信頼」に基づいてこの不確実性吸収が生じるときに、権威が成立する。しかし、それゆえに権威は、実際には、多くの場合、たとえば司法的な場などにおける、あまりにも切れ味のよい探索には耐えられない。不確実性吸収が権威を支えているかぎり、受け手側が伝達される情報内容についての確固たる根拠を手にはしていないからである。したがって、不確実性吸収とそれに基づく権威の根底には、多大な「リスク」が、さらにいえば、専門知ですら不十分にしか処理しえない「無知」が、潜んでいる。こうした根底に潜む「リスク」あるいは「無知」は、端的に、専門知の限界を示すものにほかならず、当該過程が作動するその最中には、潜在化され続ける必

要がある。それゆえに、こうした意味での「リスク」は、「ない」ものとして扱われがちになる。さもなければ、不確実性吸収のプロセスが滞りなく進捗しえなくなるからである。とすると、「専門知」というシンボル、さらにいえば専門知という「権威」は、それ以上の情報探索を阻止し、伝達された情報の端的な受容を動機づけることによって、こうして、「無知の潜在化」(上記のとおり、知らないことを、知らないままに維持する＝「無知の無知化」)の機能を担っているといえる。つまり、専門知は、ある面では、科学と政治との界面において、無知の「潜在性」(無知の無知化)を保護するという機能を果たす局面もありうる。このような局面をも十分に念頭におきつつ、リスクガバナンスの有り様について検討していく必要がある。

(4) 今後の研究への展望

本研究では、東日本大震災以後のリスク・ガバナンスのための理論的枠組みを呈示してきた。今後の課題としては、上述したとおり「無知の社会学」とでも言うべき議論領域をより充実させ、「無知のもとでの決定」が強いられる状況下で、いかにリスクガバナンスを推し進めていくべきなのかを、考察していく必要がある。また、こうした「無知のもとでの決定」は、基本的に、多様な非専門家やステークホルダーの「参加」をめぐる議論を呼び寄せるがゆえに、昨今の科学社会学における「第三の波」の議論とも連動させて研究を進める必要があるだろう。さらに、社会システム理論によるリスク論は、これまで「時間論」に依拠したものであり、それはそれで重要な視点を提供してきた。だが、東日本大震災のような超広域に及ぶ災害をも視野に入れるのであれば、もう一つ、空間論をそうしたシステム論的な観点の中に組み込んでいく必要もあるだろう。

<引用文献>

OECD,2003,*Emerging Risks in the 21st Century:An Agenda for Action*(総合研究開発機構訳『21世紀の新たなリスク アクションへの政策提言』NIRA,2004年)

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

小松文晃、無知をめぐる争いと科学/政治、社会学研究、査読無、94号、2014年、55-79頁(東北社会学研究会)

小松文晃、科学技術のリスクと<制度的リスク>、社会学年報、査読無、42号、2013年、5-15頁(東北社会学会)

小松文晃、科学技術の「リスク」と組織

3.11 以後のリスク規制に関するシステム論的考察、年報科学・技術・社会、査読有、22 号、2013 年、89-107 頁(科学社会学会)

小松丈晃、書評：松本三和夫著『テクノサイエンス・リスクと社会学』、化学史研究、査読無、第 39 巻 4 号、2012 年、224-227 頁(化学史学会)

〔学会発表〕(計 5 件)

小松丈晃、ルーマン『リスクの社会学』の基本的視角とその展開可能性、科学社会学会第 3 回年次大会、平成 26 年 9 月 27 日、東京大学(東京都文京区本郷)

小松丈晃、非知(Nichtwissen)をめぐる争いと科学/政治、東北社会学研究会大会、平成 25 年 10 月 19 日、東北大学(宮城県仙台市)

小松丈晃、科学技術のリスク管理への社会システム論的接近 ルーマンの組織システム論を軸にして、科学社会学会設立記念大会、平成 24 年 12 月 2 日、東京大学(東京都文京区本郷)

小松丈晃、3.11 以後の科学技術のリスク規制、日本社会学会大会、平成 24 年 11 月 3 日、札幌学院大学(北海道江別市)

小松丈晃、科学技術のリスクと<制度的リスク>、東北社会学会大会、平成 24 年 7 月 15 日、山形大学(山形県山形市)

〔図書〕(計 4 件)

ニクラス・ルーマン著・小松丈晃訳、新泉社、『リスクの社会学』、2014 年、総頁数 352 頁

ニクラス・ルーマン著・小松丈晃訳、法政大学出版局、『社会の政治』、2013 年、総頁数 663 頁

春日淳一・高橋徹・小松丈晃、文眞堂、滲透するルーマン理論 機能分化論からの展望、平成 25 年 3 月、総頁数 215 頁(担当頁：3-36 頁、129-154 頁)

小松丈晃、事典項目「リスク」「不安」「安心」、弘文堂、大澤真幸・吉見俊哉・鷲田清一編『現代社会学事典』、2012 年、総頁数 1648 頁(担当頁：1313 頁、1081 頁、36 頁)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：

権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織
(1) 研究代表者
小松丈晃 (KOMATSU Takeaki)
北海道教育大学函館校・教授
研究者番号：90302067